

平成29年6月30日

横浜市長 林 文子 様

特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

理事長 馬場 洋一



特定非営利活動促進法第65条第1項に基づく貴市からの改善勧告
にかかる改善措置の実施について（報告一五）

標記について、次のとおり報告いたします。

- 1 経理の基準に関する改善について（法第45条第1項第3号）
- 2 法令違反に関する改善について（法第45条第1項第7号）

平成27年5月29日、貴市からの改善勧告を受け平成26年度決算では、銀行口座や会計帳簿等の調査を行い、元経理担当職員によって引き出された金額（8,151,406円）を、活動計算書で業務上横領による損害額として計上するとともに、貸借対照表及び財産目録において、損害賠償請求権として同額を計上しました。また、同じく元経理担当職員による不明な入金（2,870,000円）を負債勘定仮受金として処理し、その内容が明らかになり次第、適正な勘定科目等に仕訳することとし、これにより平成26年度決算書は法人の資産、負債及び資本の真実な内容を明瞭に表示し、総会承認後所轄庁に提出済みです。

また、平成27年度決算及び28年度決算においても、法第27条の規定に基づき法人の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、真実な内容を明瞭に記録しております。

認定基準の適合にも係る不適正な状況を引き起こした原因である会計・経理をはじめとする管理運営体制については、別紙のとおり改善措置を執るとともに、継続して適切に運用しております。なお、今後も必要に応じ引き続き所要の措置を実施します。

- 3 監査職務の遵守に関する改善について（法第18条）

監査職務を適切かつ適正に行うため、平成27年度から理事会へ出席し、理事の業務執行について意見を述べております。また、「監査チェックリスト」（NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク作成）を使用して中間監査を平成27年12月19日に実施し、会計と業務の両面に亘り必要な指摘を行いました。

平成28年度においても、監事の理事会への出席により業務執行の適正化を確保するとともに、平成28年11月15日には前年同様のチェックリストを使用して中間監査を実施し適切な業務運営を指導しました。



4 業務の本格的再開に伴う役員の増強による執行体制の改善

平成29年5月29日の通常総会において理事職1名を増員し、平成27年度以降理事職3名の増強を図る一方、平成28年度からの本格的な事業再開に伴う適正かつ円滑な業務執行を確保するため、理事職の分担について、経理会計を含む管理部門の強化、業務変化に合わせた理事職分担の明確化、及びすべての理事による業務の推進により執行体制の改善を図っています。

総務管理部門では、総務会計担当、現金出納等担当、寄付金助成担当に複数の理事を配置してチェック体制を確保しました。また、事業部門でも、事業・企画担当、イベント等の実施を担う運営委員会担当にも複数の理事を配置して適正な運営を行っています。

なお、今後も経営収支や業務執行状況の推移を把握して、効果的な業務執行体制を確保します。

(別紙)

特定非営利活動促進法第65条第1項に基づく貴市からの改善勧告にかかる改善措置の実施について

特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

具体的施策	達成状況(実施時期)
全体 再建計画の策定	H27.9に総会決議
事務局内の諸管理の整備強化 文書管理マニュアルの制定 文書管理マニュアルに沿った文書の保管方法の変更 決裁及び委任マニュアルの制定と実施 役員担当業務表に基づく役員分担の明確化 業務の本格的再開に伴う役員増員と分担の変更(管理部門担当理事の配置)	H27.6 H27.6 H27.6 H27.10 H28.6
会計経理の適正化 通帳、印鑑の個別管理 出納責任者の設置 現金等取扱マニュアルの改定 現金残高と通帳残高と帳簿の定期的な確認 複数職員によるチェック機能の整備 会計事務所との委託契約を結び、的確な会計処理の実施 四半期ごとの收支状況の理事会への報告 監査業務研修と模擬監査の実施 経理規程の整備 中間監査の実施と監査報告の理事会への報告	H26.11以降通年実施 H26.11以降通年実施 H26.12改定し実施 H26.12以降毎月実施 H27.1以降通年実施 H27.1以降通年実施 H27.4以降実施 H27.5 H27.6 H27.10以降実施
情報公開 ホームページにおける改善内容等の発信 広報誌における改善内容等の発信	H26.12以降隨時更新 H27.12以降隨時実施